令和２年２月１４日

学　生　課

中国から帰国した又は帰国する学生へ

中国から帰国した学生は，自宅で毎日，必ず発熱や呼吸器症状（咳，痰が出る，息苦しい，息をするとゼーゼーするなど）があるかどうか確認してください。そして，以下のＡとＢの場合に分けて対応します。

Ａ　湖北省若しくは浙江省から帰国又は湖北省若しくは浙江省在住の方と接触があった方

①入国後２週間の間に発熱（37.5 度以上）かつ呼吸器症状が出た場合⇒他の人との接触は避け，マスクを着用し，すみやかに「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し，センターから紹介された医療機関の受診結果を必ず保健室（03-3749-6741）又は学生課（03-3749-6714）まで電話で報告してください。場合により，学校保健安全法に基づく出席停止の措置がとられる場合があります。

センターの一覧⇒https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/coronasodan.html

②現に症状がない場合⇒特に帰国後２週間は，保護者との連携を密にし，外出を控え，自宅に滞在してください。また，自宅では厳重に健康観察（毎日体温測定するなど）を行ってください。症状が出た場合は①の対応をとってください。症状が出ずに帰国の日から２週間経過した場合は，経過観察終了です。

Ｂ　湖北省及び浙江省を除く中国本土（香港，マカオを含む）から帰国し，湖北省及び浙江省在住の方と接触がない方

①入国後２週間の間に発熱（37.5 度以上）かつ呼吸器症状が出た場合⇒他の人との接触は避け，マスクを着用し，すみやかに近くの医療機関を受診の上，受診結果を必ず保健室（03-3749-6741）又は学生課（03-3749-6714）まで電話で報告してください。場合により，学校保健安全法に基づく出席停止の措置がとられる場合があります。

②現に症状がない場合⇒特に帰国後２週間は，保護者との連携を密にし，厳重に健康観察（毎日体温測定するなど）を行ってください。症状が出た場合は①の対応をとってください。症状が出ずに帰国の日から２週間経過した場合は，経過観察終了です。

以　　上